

「蔵王町飲食店応援食事券」事業について

【実施要領】

1. 内 容 新型コロナウイルス感染症拡大で大きく影響を受けた町内飲食店の経営維持と地域振興の活性化を図るため、町内飲食店で使える食事券を全世帯に配布します。
2. 対象事業者 町内に店舗を構える食事等を提供する事業者
3. 実施概要 一世帯あたり5,000円分の食事券
(500円10枚セット)を全世帯に配布(約4,500世帯)
4. 使用期間 令和3年12月1日(水)から令和4年2月28日(月)まで
5. 換金方法
 - 1) 事業者は蔵王町農林観光課に使用済みの「蔵王町飲食店応援食事券」と「請求書」を提出してください。(利用された商品券の裏面に、事業者の名称を記入してください。)
 - 2) 請求については各月2回程度のスケジュールで振込を予定しております。飲食店応援食事券を取りまとめの上、食事券と請求書の提出をお願いいたします。
 - 3) 換金する場合の振込先口座については、事業者本人または法人名義の口座に限ります。
 - 4) 1回目の請求時のみ、請求書に口座情報を記入してください。
 - 5) 事業者より指定された口座に振り込みます。
6. 期限後の飲食店応援食事券
使用期間(令和4年2月28日(月))を過ぎて使用した食事券は、換金できません。
7. 登録事業所申込締切日
令和3年10月20日(水)までに蔵王町農林観光課へ提出してください。(FAX可)

【事業の流れ】

